

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

 文学部

1期

日本語日本文学科/中国語中国文学科

1. 外国籍を有する者（定住者除く）
2. 「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
3. 出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
4. 2021年11月から2023年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験した者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者
5. 以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ① 学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち10年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ② 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③ 外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

英米語英米文学科/外国語学科

1. 外国籍を有する者（定住者除く）
2. 「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
3. 出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
4. 2021年11月から2023年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験した者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者
5. 出願前1年以内に受験したTOEFL iBTの成績を証明する書類を提出できる者
6. 以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ① 学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち10年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ② 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③ 外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

【国外から出願する場合】

- 出願にあたっては事前に文教大学入学センター（TEL.0467-54-4300）（海外からの場合は+81-467-54-4300）またはメールでご連絡ください。メールでのご連絡は文教大学ホームページ（入試情報）内☒お問い合わせをご利用ください。
- 本学では、国外から出願する場合、「アドバイザー制度」を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。アドバイザーは、日本に居住している方（国籍は問いません）で、志願者本人の家族・親族、または志願者の知人で、アドバイザーとして協力できる方をお願いしてください。アドバイザーにお願いする内容は以下の通りです。

- (1) 志願者に代わって検定料の納入および出願書類の提出
- (2) 学納金の納入および入学手続書類の提出
- (3) 入国審査にかかわる査証取得等の手配
- (4) 渡日後の住まいの手配他、留學生活上での諸問題について

- 在留資格認定証明書および査証取得に関する手続きについて

本学では入国審査にかかわる査証等取得に関する手続き（在留資格認定証明書交付申請を含む）の代理申請は行っておりません。アドバイザーまたは民間機関に依頼し査証取得を行ってください。

特に、在留資格認定証明書交付申請をアドバイザーに依頼する場合は、そのアドバイザーが親族であることがわかる証明書を出入国在留管理庁へ提出しなければなりません。証明書を準備できない場合や、親族以外にアドバイザーをお願いする場合は、査証等に関する手続きは民間機関に依頼できるよう、事前のご準備をお願いします。民間機関に依頼する場合は、志願者本人が合格後、一度日本に入国しご自身で在留資格認定証明書の交付申請を行っていただく可能性があります。

なお、在留資格認定証明書の交付までには、申請後、最短でも2～3か月かかります。在留資格認定証明書交付申請の受付は、おおむね入学予定日の3か月前から行われます。4月入学生については、申請件数が多数となるため、入学予定日の4か月前から出入国管理局への申請が可能です。第2次入学手続きを完了していないと、入学許可書は発行されません。日程に余裕をもって第2次入学手続きを完了し、在留資格認定証明書を申請するようにしてください。

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

情報学部 国際学部**1期**

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2021年11月から2023年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を取得している者
- 5.以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ①学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ②外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

2期

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2022年6月から2023年11月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を取得している者
- 5.以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ①学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ②外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

※日本国外に居住している方は、2期に出願することができません

【国外から出願する場合（1期のみ）】

- 出願にあたっては事前に文教大学入学センター（TEL.0467-54-4300）（海外からの場合は+81-467-54-4300）またはメールでご連絡ください。メールでのご連絡は文教大学ホームページ（入試情報）内☒お問い合わせをご利用ください。
- 本学では、国外から出願する場合、「アドバイザー制度」を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。アドバイザーは、日本に居住している方（国籍は問いません）で、志願者本人の家族・親族、または志願者の知人で、アドバイザーとして協力できる方にお願ひしてください。アドバイザーにお願ひする内容は以下の通りです。

- (1)志願者に代わって検定料の納入および出願書類の提出
- (2)学納金の納入および入学手続書類の提出
- (3)入国審査にかかわる査証取得等の手配
- (4)渡日後の住まいの手配他、留学生生活上での諸問題について

- 在留資格認定証明書および査証取得に関する手続きについて

本学では入国審査にかかわる査証等取得に関する手続き（在留資格認定証明書交付申請を含む）の代理申請は行っておりません。アドバイザーまたは民間機関に依頼し査証取得を行ってください。

特に、在留資格認定証明書交付申請をアドバイザーに依頼する場合は、そのアドバイザーが親族であることがわかる証明書を出入国在留管理庁へ提出しなければなりません。証明書を準備できない場合や、親族以外にアドバイザーをお願ひする場合は、査証等に関する手続きは民間機関に依頼できるよう、事前のご準備をお願ひします。民間機関に依頼する場合は、志願者本人が合格後、一度日本に入国しご自身で在留資格認定証明書の交付申請を行っていただく可能性があります。

なお、在留資格認定証明書の交付までには、申請後、最短でも2～3か月かかります。在留資格認定証明書交付申請の受付は、おおむね入学予定日の3か月前から行われます。4月入学生については、申請件数が多数となるため、入学予定日の4か月前から出入国管理局への申請が可能です。第2次入学手続きを完了していないと、入学許可書は発行されません。日程に余裕をもって第2次入学手続きを完了し、在留資格認定証明書を申請するようにしてください。

※外国人留学生入試2期は、国外に居住している方の出願はできません。

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□経営学部

1期

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2021年11月から2023年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が280点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を取得している者
- 5.以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ①学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ②外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

2期

- 1.外国籍を有する者（定住者除く）
- 2.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 3.出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者
- 4.2022年6月から2023年11月までに「日本留学試験（日本語）」を受験し、その点数が280点以上（「記述」領域は点数に含まない）の者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を取得している者
- 5.以下の①～③のいずれかの条件を満たしている者
 - ①学校教育における12年の教育課程を修了した者、もしくは2024年3月31日までに修了見込みの者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
 - ②外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
 - ③外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

※日本国外に居住している方は、2期に出願することができません

【国外から出願する場合（1期のみ）】

- 出願にあたっては事前に文教大学入学センター（TEL.0467-54-4300）（海外からの場合は+81-467-54-4300）またはメールでご連絡ください。メールでのご連絡は文教大学ホームページ（入試情報）内☐お問い合わせをご利用ください。
- 本学では、国外から出願する場合、「アドバイザー制度」を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。アドバイザーは、日本に居住している方（国籍は問いません）で、志願者本人の家族・親族、または志願者の知人で、アドバイザーとして協力できる方にお願ひしてください。アドバイザーにお願ひする内容は以下の通りです。

- (1)志願者に代わって検定料の納入および出願書類の提出
- (2)学納金の納入および入学手続書類の提出
- (3)入国審査にかかわる査証取得等の手配
- (4)渡日後の住まいの手配他、留学生生活上での諸問題について

- 在留資格認定証明書および査証取得に関する手続きについて

本学では入国審査にかかわる査証等取得に関する手続き（在留資格認定証明書交付申請を含む）の代理申請は行っておりません。アドバイザーまたは民間機関に依頼し査証取得を行ってください。

特に、在留資格認定証明書交付申請をアドバイザーに依頼する場合は、そのアドバイザーが親族であることがわかる証明書を出入国在留管理庁へ提出しなければなりません。証明書を準備できない場合や、親族以外にアドバイザーをお願ひする場合は、査証等に関する手続きは民間機関に依頼できるよう、事前のご準備をお願ひします。民間機関に依頼する場合は、志願者本人が合格後、一度日本に入国しご自身で在留資格認定証明書の交付申請を行っていただく可能性があります。

なお、在留資格認定証明書の交付までには、申請後、最短でも2～3か月かかります。在留資格認定証明書交付申請の受付は、おおむね入学予定日の3か月前から行われます。4月入学生については、申請件数が多数となるため、入学予定日の4か月前から出入国管理局への申請が可能です。第2次入学手続きを完了していないと、入学許可書は発行されません。日程に余裕をもって第2次入学手続きを完了し、在留資格認定証明書を申請するようにしてください。

※外国人留学生入試2期は、国外に居住している方の出願はできません。